

第 156 回国会で成立した著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

「知的財産戦略大綱」及び「知的財産基本法」を踏まえ、知的財産戦略を推進するための法整備を行う。

改正の概要

(1) 「映画の著作物」の保護の強化

アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなど、我が国が強い競争力を持つ「映画の著作物」について、内外における保護を強化するため、保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する。

(2) 教育機関等での著作物活用の促進

教育の情報化等に対応して各種著作物の活用を促進するため、以下について「例外的な無許諾利用」ができる範囲を拡大する。

- ・ コンピュータ教室等での「児童生徒」等による複製
- ・ 「遠隔授業」における教材等の送信
- ・ 「インターネット試験」等での試験問題の送信
- ・ ボランティア等による「拡大教科書」の作成

(3) 著作権侵害に対する司法救済の充実

権利者による「侵害行為の立証負担」を軽減するため、被告が侵害行為を否認する場合には、単純に否認するだけでは足りず、被告自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならないこととする。

権利者による「損害額の立証負担」を軽減するため、「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できるような、新たな「損害額算定制度」を導入する。